

様式44

令和 5年 6月 27日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人の住所	三重県伊賀市上之庄2711番地1
医療法人の名称	社会医療法人 畿内会
理事長名	猪木 達
電話	0595(21)3135

決 算 届

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

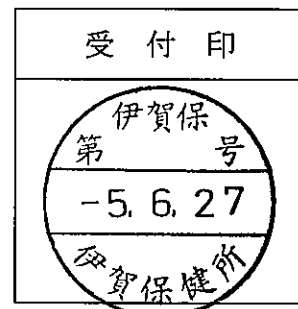
[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表 (注記表含む)
4. 損益計算書
5. 附属明細書
6. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
7. 監事の監査報告書
8. 監査法人の監査報告書
9. 社会医療法人関係書類

なお、添付が必要とされる書類の写しについてはすべて原本と相違ないことを証明します。

[備考]

提出に当たっては、正本、副本 (各1部) を提出してください。(医療法施行規則第33条の2第1項)



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人畿内会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊賀市上之庄 2711 番地 1
- (3) 設立認可年月日 昭和 35 年 12 月 28 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 36 年 1 月 5 日
- (5) 役員

	氏名	備考
理事長	猪木 達	社会医療法人畿内会 岡波総合病院 病院長・管理者
副理事長	猪木 敬子	社会医療法人畿内会 介護老人保健施設おかなみ 医師
理事	中井 康之	弁護士 堂島法律事務所
同	田山 雅敏	中外医薬生産株式会社 代表取締役社長
同	松岡 信良	社会医療法人畿内会 岡波総合病院 副院長
同	子日 光雄	医療法人佐那具医院 理事長
同	平石 友	社会医療法人畿内会 介護老人保健施設第2おかなみ 管理者
同	上崎 善規	社会医療法人畿内会 介護老人保健施設伊賀ゆめが丘 管理者
監事	古川 典明	公認会計士 株式会社ミッドランド経営 代表取締役
同	安岡 隆	株式会社三商 顧問

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	一般病床 285 床 回復期リハ病床 50 床 障害者病棟 0 床
介護老人 保健施設	おこなみ	伊賀市上之庄 2711 番地 1	入所定員 100 名 通所定員 90 名
	第2 おこなみ	伊賀市下友生鳥ヶ峯 2916 番地	入所定員 150 名 通所定員 0 名
	伊賀ゆめが丘	伊賀市ゆめが丘 4 丁目 1-5	入所定員 100 名 通所定員 30 名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーションおこなみ	伊賀市上之庄 2711 番地 1	
居宅介護支援事業所おこなみ	伊賀市上之庄 2711 番地 1	
岡波看護専門学校	伊賀市上野桑町 1734 番地	

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月17日 令和3年度の事業報告・決算報告・余剰金の処理

令和4年6月17日 役員任期満了に伴う再任について、現社員、理事全員の重任と、
新任無しの提案の承認と被選任者はその就任を承諾

令和4年9月30日 事業所の移転、定款の変更

令和4年9月30日 移転に伴う現所有土地の売却について

令和4年9月30日 新病院建築に伴う借入案件に対する担保設定について

令和5年3月17日 令和5年度の事業計画・収支予算・借入金の最高限度額の承認

令和5年3月17日 介護老人保健施設第2おこなみ施設長の理事・社員の退任に伴う、新たな理事・社員の選任について

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

届出項目		届出日	算定開始日
外来腫瘍化学療法診療料 1	新規届出	令和 4 年 4 月 19 日	令和 4 年 4 月 1 日
二次性骨折予防継続管理料 1、2、3	新規届出	令和 4 年 4 月 19 日	令和 4 年 4 月 1 日
看護補助体制充実加算	新規届出	令和 4 年 7 月 27 日	令和 4 年 8 月 1 日
感染対策向上加算 1・指導強化加算	新規届出	令和 4 年 4 月 19 日	令和 4 年 4 月 1 日
回復期リハビリテーション入院料休日加算	新規届出	令和 4 年 8 月 29 日	令和 4 年 9 月 1 日
看護職員処遇改善評価料 39	新規届出	令和 4 年 10 月 5 日	令和 4 年 10 月 1 日
下肢創傷処置管理料	新規届出	令和 4 年 10 月 27 日	令和 4 年 11 月 1 日
報告書管理体制加算	新規届出	令和 4 年 11 月 1 日	令和 4 年 11 月 1 日
療養環境加算	新規届出	令和 5 年 1 月 4 日	令和 5 年 1 月 1 日
無菌治療室管理加算 1	新規届出	令和 5 年 1 月 4 日	令和 5 年 1 月 1 日
食堂加算	新規届出	令和 5 年 1 月 4 日	令和 5 年 1 月 1 日

法人名 社会医療法人 畿内会

医療法人番号

A/6

所在地 三重県伊賀市上之庄2711番地1

財 産 目 録

(令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	27,585,324 千円
2. 負 債 額	19,160,914 千円
3. 純 資 産 額	8,424,410 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	7,987,197
B 固 定 資 産	19,598,126
C 資 産 合 計 (A+B)	27,585,324
D 負 債 合 計	19,160,914
E 純 資 産 (C-D)	8,424,410

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 畿内会

医療法人番号

所在地 三重県伊賀市上之庄2711番地1

貸借対照表
(令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	7,987,197	I 流動負債	6,470,710
現金及び預金	5,114,782	短期借入金	5,630,000
事業未収金	2,417,887	1年以内返済長期借入金	36,840
たな卸資産	115,162	未払金	515,803
前払費用	264,398	未払費用	47,453
短期貸付金	220	預り金	5,506
立替金	539	従業員預り金	81,249
その他の流動資産	84,089	賞与引当金	153,786
貸倒引当金	△ 9,883	未払法人税等	72
II 固定資産	19,598,126	II 固定負債	12,690,204
1 有形固定資産	18,226,500	長期借入金	11,962,620
建物	8,622,960	退職給付引当金	266,388
建物付属設備	5,599,444	役員退職慰労引当金	453,600
構築物	843,615	その他の固定負債	7,595
医療用器械備品	1,560,954	負債合計	19,160,914
その他の器械備品	277,662	純資産の部	
車両及び船舶	3,422	科目	金額
土地	1,149,946	I 積立金	8,424,580
その他の有形固定資産	168,493	設立等積立金	8,000
2 無形固定資産	191,464	繰越利益積立金	8,416,580
借地権	169,342	II 評価・換算差額等	△ 170
ソフトウェア	19,811	その他有価証券評価差額金	△ 170
その他の無形固定資産	2,310		
3 その他の資産	1,180,162	純資産合計	8,424,410
有価証券	7,465	負債・純資産合計	27,585,324
役員等長期貸付金	143,782		
長期前払費用	35		
長期前払保険料	134,154		
事業保険積立金	872,824		
会員権	8,710		
その他の固定資産	13,188		
資産合計	27,585,324		

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- ・その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格に基づく時価法

②たな卸資産

- 最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次の通りであります。

- 建物 3年～47年
- 建物付属設備 3年～47年
- 構築物 7年～30年
- 医療用器械備品 3年～10年
- その他の器械備品 2年～20年
- 車両運搬具 4年～6年
- リース資産 リース期間定額法

② 無形固定資産

定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(法人内使用分)については、法人内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当会計年度末要支給額を計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

5 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

6 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産

科目	金額(千円)
建物(附属設備含む)	13,719,134
土地	325,059
計	14,044,193

担保にかかる債務

科目	金額(千円)
長期借入金(一年以内返済予定を含む)	11,999,460
計	11,999,460

7 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

① 法人である関係事業者
該当なし

② 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	猪木達	当法人理事長	債務被保証	当法人銀行借り入れに対する債務被保証(注)	11,999,460	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)当法人は、銀行借り入れに対して役員より債務保証を受けている。なお、保証料の支払を行っていない。

8 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 有形固定資産の減価償却累計額

10,416,317千円

② 補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額(単位:千円)

	内訳	交付者	損益計算書 影響額	貸借対照表 影響額
1	伊賀医師会/令和3年度救急活動助成金	伊賀医師会	236	-
2	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	851	-
3	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	1,005	-
4	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	805	-
5	三重県/令和4年度看護職員等処遇改善事業補助金	三重県	6,547	-
6	社会保険診療報酬支払基金/医事課ワライン資格確認関係補助金	社保基金	1,903	-
7	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	307	-
8	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	339	-
9	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	274	-
10	三重県/小児新型コロナワクチン接種体制支援金	三重県	63	-
11	三重県/新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる三重県ワクチン接種体制支援金	三重県	2,242	-
12	各専修学校 私立専門学校授業料等減免補助金	三重県	3,905	-
13	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	321	-
14	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	338	-
15	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	273	-
16	三重労働局/特定求職者雇用開発助成金 白澤康子	三重労働局	25	-
17	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	317	-
18	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	346	-
19	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	261	-
20	三重労働局/特定求職者雇用開発助成金 野村まい分	三重労働局	150	-
21	三重県/新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる三重県ワクチン接種体制支援金	三重県	1,695	-
22	三重県/小児新型コロナワクチン接種体制支援金	三重県	9	-
23	三重労働局/新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	三重労働局	140	-
24	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	336	-
25	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	355	-
26	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	280	-
27	三重県/新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	三重県	577,052	-
28	三重労働局/新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	三重労働局	9	-
29	三重労働局/新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	三重労働局	425	-
30	伊賀市/伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金(第1老健)	伊賀市	600	-
31	伊賀市/伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金(第1老健通所)	伊賀市	180	-
32	伊賀市/伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金(居宅)	伊賀市	60	-
33	伊賀市/伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金(第2老健)	伊賀市	600	-
34	伊賀市/伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金(訪問看護)	伊賀市	60	-
35	伊賀市/伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金(ゆめが丘)	伊賀市	600	-
36	伊賀市/伊賀市介護保険サービス事業者等運営支援金(ゆめが丘通所)	伊賀市	180	-
37	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	322	-
38	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	351	-
39	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	267	-

40	三重労働局/新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	三重労働局	720	-
41	三重労働局/新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	三重労働局	1,913	-
42	三重県/新型インフルエンザ等患者入院医療機関等施設・設備整備事業補助金	三重県	6,418	-
43	令和4年度三重県看護師等養成所運営費補助金	三重県	17,186	-
44	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	18	-
45	三重県国保/介護処遇改善支援補助金	三重県	0	-
46	三重労働局/新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	三重労働局	880	-
47	物価高に対する経済対策支援金（日本学生支援機構）	日本学生	252	-
48	三重県国保/介護処遇改善支援補助金（第2老健）	三重県	2	-
49	三重県/乳幼児・小児への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業にかかる三重県ワクチン接種体制支援金	三重県	22	-
50	三重県/新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス体制確保事業費補助金	三重県	1,240	-
51	令和4年度三重県看護職員キャリアアップ支援事業補助金	三重県	425	-
52	令和4年度三重県新人看護職員研修事業費補助金	三重県	586	-
53	令和4年度三重県看護師等養成所実習施設確保推進事業補助金	三重県	126	-
54	医療機関・薬局等における物価高騰対策支援金	三重県	8,961	-
55	伊賀市 医療機関・薬局等における物価高騰対策支援金	伊賀市	9,860	-
56	令和4年度新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	三重県	835,386	-
57	案内標識塔設置工事費補助金（伊賀市）	伊賀市	-	6,050
58	令和4年度医療施設施設整備費補助金	三重県	-	11,621
59	令和4年度医療機器管理室施設整備事業補助金	三重県	-	4,206
60	令和4年度院内感染対策施設整備事業補助金	三重県	-	32,071
61	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	三重県	553,594	-
62	三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等施設・設備整備事業補助金	三重県	260	-
63	看護師等養成所における物価高騰対策支援補助金（看護学校）	三重県	110	-
64	三重労働局/新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	三重労働局	378	-
65	三重県/介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金（第1老健）	三重県	1,575	-
66	三重県/介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金（第1老健）	三重県	199	-
67	三重県/介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金（第2老健）	三重県	2,537	-
68	三重県/介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金（ゆめが丘）	三重県	1,687	-
69	三重県/介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金（ゆめが丘）	三重県	222	-
70	三重県/介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金（居宅）	三重県	79	-
71	三重県/介護サービス事業所・施設における物価高騰対策支援補助金（訪問看護）	三重県	82	-
72	三重県/令和4年度救急医療体制人材確保緊急支援事業	三重県	6,114	-

73	三重県/令和2年度三重県院内保育所施設整備費補助金	三重県	-	6,973
74	三重県/令和4年度救急救命士病院実習受入促進事業	三重県	2	-
75	三重県/令和4年度救急患者退院コーディネーター事業	三重県	1,782	-
76	三重県/病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	三重県	-	4,190
77	三重県/令和4年度臨床研修費等補助金	三重県	2,789	-
78	令和4年度三重県院内保育所運営費補助金	三重県	3,047	-
79	令和4年度結核健康診断補助金（看護学校）	三重県	7	-
80	特定求職者雇用開発助成金第2期 白澤康子	三重労働局	75	-
81	三重県/令和4年度民間病院救急医療体制整備事業	名張市	30,807	-
82	三重県/令和4年度病院群輪番制病院運営事業	名張市	10,269	-
83	三重県/令和4年度小児二次救急運営事業	伊賀市	14,000	-
84	令和4年度保育環境改善事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援事業分）	三重県	266	-
85	乳幼児・小児への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業	三重県	6	-
86	三重労働局/特定求職者雇用開発助成金 野村まい	三重労働局	150	-
87	三重県/補助金/新型コロナウイルス感染症対策事業補助金返還分 47478	三重県	-4,884	-
88	看護学校/令和3年度私立専門学校授業料等免除補助金の精算に伴う戻入/三重県環境生活部 53	三重県	-99	-
89	看護学校/令和2年度私立専門学校授業料等減免補助金超過金返還/三重県環境生活部 684	三重県	-99	-
90	三重県/令和3年度医療機器管理室施設整備事業補助金	三重県	-	1,881
91	三重県/令和3年度院内感染対策施設整備事業補助金	三重県	-	13,744
92	三重県/令和3年度医療施設施設整備費補助金	三重県	-	5,073
	合計		2,112,996	85,809

法人名 社会医療法人 畿内会

医療法人番号

所在地 三重県伊賀市上之庄2711番地1

損益計算書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,573,191
2 事業費用		
(1)事業費	11,166,294	
本来業務事業損失		11,166,294
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		130,211
2 事業費用		161,137
附帯業務事業損失		30,926
事業損失		624,029
II 事業外収益		
受取利息	88	
その他の事業外収益	92,018	92,107
III 事業外費用		
支払利息	101,290	
その他の事業外費用	31,134	132,425
經常損失		664,347
IV 特別利益		
補助金受贈益	85,809	85,809
V 特別損失		
固定資産除却損	106,552	
固定資産圧縮損	85,809	192,361
税引前当期純損失		770,899
法人税・住民税及び事業税	72	72
当期純損失		770,971

様式第四号

法人名 社会医療法人 畿内会 医療法人番号
 所在地 三重県伊賀市上之庄2711番地1

純資産変動計算書
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位: 千円)

	基金 (又は出資金)	積立金			評価・換算差額等			純資産合計	
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰越ヘッジ 損益		評価・換算 差額等合計
令和4年3月31日 残高			8,000	9,187,552	9,195,552	△ 261		△ 261	9,195,291
会計年度中の変動額									
当期純利益				△ 770,971	△ 770,971				△ 770,971
その他の当会計年度の 変動額						91		91	91
.....									
会計年度中の変動額合計				△ 770,971	△ 770,971	91		91	△ 770,880
令和5年3月31日 残高			8,000	8,418,580	8,424,580	△ 170		△ 170	8,424,410

様式第五号

法人名 社会医療法人 畿内会

医療法人番号

所在地 三重県伊賀市上之庄2711番地1

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)	
有形固定資産	建物	959,465	7,861,109	75,569	8,745,005	122,045	122,044	8,622,960
	建物付属設備	137,645	5,577,542		5,715,187	115,743	115,743	5,599,444
	構築物	21,059	843,770	6,610	858,219	14,604	14,603	843,615
	医療用器械備品	410,402	1,427,636	12,592	1,825,446	264,492	264,493	1,560,954
	その他の器械備品	50,390	284,754	243,586	91,558	-186,104	34,076	277,662
	車両及び船舶	5,040	900		5,940	2,518	2,517	3,422
	土地	1,135,174	14,771		1,149,945			1,149,946
	建設仮勘定	9,706,585	6,429,814	16,136,399	0			0
	その他の有形固定資産	38,652	182,720	1,733	219,638	51,147	51,147	168,493
	計	12,464,416	22,623,016	16,476,489	18,610,938	384,445	604,623	18,226,500
無形固定資産	ソフトウェア	34,558	5,184	10,852	28,890	9,079	9,078	19,811
	借地権	0	169,342		169,342			169,342
	その他の無形固定資産	2,310			2,310			2,310
	計	36,868	174,526	10,852	200,542	9,079	9,078	191,464
その他の資産	有価証券	7,374	91		7,465			7,465
	役員等長期貸付金	134,860	55,796	46,874	143,782			143,782
	長期前払費用	28	27	20	35			35
	長期前払保険料	124,712	9,442		134,154			134,154
	事業保険積立金	615,714	257,110		872,824			872,824
	会員権	8,710			8,710			8,710
	その他の固定資産	1,606	11,769	0	13,375	186	186	13,188
計	893,006	334,235	46,894	1,180,345	186	186	1,180,162	

様式第六号

法人名 社会医療法人 畿内会

医療法人番号

所在地 三重県伊賀市上之庄2711番地1

引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	8,870	1,013			9,883
賞与引当金	153,066	153,786	153,066		153,786
退職給付引当金	273,708		7,320		266,388
役員退職給付引当金	427,200	26,400			453,600

※貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、法人税法上の貸倒引当金の繰入限度額による洗替額であります。

様式第七号

法人名 社会医療法人 畿内会

医療法人番号

所在地 三重県伊賀市上之庄2711番地1

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,390,980	5,630,000	1.3%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	36,840	36,840	0.1%	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	239,460	11,962,620	0.1%	
その他の有利子負債	0	0		
合 計	9,667,280	17,629,460	—	—

様式第八号

法人名 社会医療法人 畿内会

医療法人番号

所在地 三重県伊賀市上之庄2711番地1

有価証券明細表

【債権】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
純資産額の1%以下のため詳細省略		7,465
計		7,465

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
		0
計		0

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 畿内会

医療法人番号

所在地 三重県伊賀市上之庄 2 7 1 1 番地 1

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	1,823,207	0	1,823,207	330	0	1,823,537
給与費	5,095,702	0	5,095,702	132,927	0	5,228,630
委託費	664,792	0	664,792	3,146	0	667,938
経費	3,582,592	0	3,582,592	24,733	0	3,607,325
売上原価	0	0	0	0	0	0
その他の事業費用	0	0	0	0	0	0
計	11,166,294	0	11,166,294	161,137	0	11,327,432

様式第九の二号

法人名 社会医療法人 畿内会

医療法人番号

所在地 三重県伊賀市上之庄2711番地1

事業費用明細書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科	目	金	額
I	材料費		1,823,537
II	給与費		5,228,630
III	委託費		667,938
IV	経費		3,607,325
V	売上原価		0
VI	その他の事業費用		0
	事業費用計		11,327,432

様式 5

法人名 社会医療法人 畿内会
 所在地 三重県伊賀市上之庄2-7-11 番地1

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	猪木達	当法人 理事長	債務被保証	当法人銀行 借入れに 対する債務 被保証(注)	11,999,460	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 畿内会
理事長 猪木 達 殿

私たちは、社会医療法人畿内会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 5 年 6 月 14 日

社会医療法人畿内会

監事 古川 典明



監事 安岡 隆

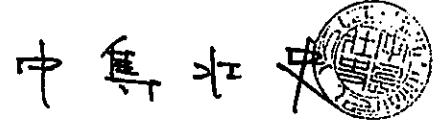


独立監査人の監査報告書

令和5年6月13日

社会医療法人畿内会
理事会 御中

監査法人は 東京事務所
指定社員 公認会計士
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人畿内会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第63期の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧		申請時	毎決算後	備考			
<input type="checkbox"/>	社会医療法人認定申請書	○	—				
<input checked="" type="checkbox"/>	決算届	—	○				
<input checked="" type="checkbox"/>	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○				
	（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）						
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※			
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※			
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類3-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類3-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）						
<input type="checkbox"/>	添付書類3-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表						
<input type="checkbox"/>	添付書類3-4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類3-5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類						
<input type="checkbox"/>	添付書類4（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）						
<input type="checkbox"/>	添付書類5（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類						
	（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）						
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類6（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））				○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準				○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書				○	—	
<input checked="" type="checkbox"/>	書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）				○	○	

<input checked="" type="checkbox"/> 書類付表 2 (経理等に関する明細表)	○	○	
<input checked="" type="checkbox"/> 書類付表 3 (保有する資産の明細表)	○	○	※
添付書類 7 (公的な運営に関する要件 (医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号) に <input checked="" type="checkbox"/> 該当する旨を説明する書類 (事業))	○	○	
診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載((3)を除く。)がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧	
<input type="checkbox"/>	定款（寄附行為）変更認可申請書
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会及び評議員会の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)	
<input type="checkbox"/>	収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
<input type="checkbox"/>	新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
<input type="checkbox"/>	土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧	
<input checked="" type="checkbox"/>	事業報告書
<input checked="" type="checkbox"/>	財産目録
<input checked="" type="checkbox"/>	貸借対照表
<input checked="" type="checkbox"/>	損益計算書
<input checked="" type="checkbox"/>	関係事業者との取引の状況に関する報告書
<input checked="" type="checkbox"/>	監事の監査報告書
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)	
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)	
上記に掲げる書類	
<input type="checkbox"/>	純資産変動計算書
<input type="checkbox"/>	キャッシュ・フロー計算書
<input type="checkbox"/>	附属明細表
<input type="checkbox"/>	公認会計士又は監査法人の監査報告書

注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

(2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。

(3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。

(4) 該当する書類にチェックをすること。

別表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人 畿内会 理事長 猪木 達

住 所： 三重県伊賀市上之庄2711番地1

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
社会医療法人 畿内会 岡波総合病院	三重県伊賀市上之庄2711番地1	救急医療

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 畿内会 理事長 猪木 達

住 所：三重県伊賀市上之庄2711番地1

以下のとおり相違ありません。

施設名	社会医療法人 畿内会 岡波総合病院
施設の所在地	三重県伊賀市上之庄2711番地1
管轄保健所名	伊賀保健所

1 診療科目

科 目	内科	循環器内科	脳神経内科	心臓血管外科	外科
	肛門科	整形外科	脳神経外科	婦人科	眼科
	耳鼻咽喉科	麻酔科	泌尿器科	皮膚科	小児科
	放射線科	リハビリテーション科	呼吸器科	歯科口腔外科	消化器内科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
143	335									143	335

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療	<input checked="" type="checkbox"/> 集中治療室	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置
<input type="checkbox"/> 精神科救急医療	<input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置
<input type="checkbox"/> 災害医療	<input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室	<input checked="" type="checkbox"/> 超音波診断装置
<input type="checkbox"/> へき地医療	<input checked="" type="checkbox"/> 診察室 <input checked="" type="checkbox"/> 手術室 <input checked="" type="checkbox"/> 処置室	<input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置
<input type="checkbox"/> 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室	<input checked="" type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器
<input type="checkbox"/> へき地診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input checked="" type="checkbox"/> 面会室	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易ベッド <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用医療機器
<input type="checkbox"/> 周産期医療	<input type="checkbox"/> 専用病床（ 床）	<input checked="" type="checkbox"/> 食料 <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品
<input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input checked="" type="checkbox"/> 優先的に使用される病床（5床）	<input checked="" type="checkbox"/> 自家発電装置
	<input checked="" type="checkbox"/> 備蓄倉庫	<input checked="" type="checkbox"/> トリアージタッグ
	<input type="checkbox"/> ヘリポート（ <input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地）	<input checked="" type="checkbox"/> 救急用自動車
	<input checked="" type="checkbox"/> 医師住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 看護師住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数
非該当				

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
非該当	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師 (准含)	助産師	栄養士	調理師	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	その他	計
定員																	
実人員	44	1	17	21	0	20	5	191	0	21	13	35	23	12	96	89	588
内特殊 関係者	3																3

5 勤務体制

R5. 3. 31 (金)

R5. 3. 31 (金)

R5. 3. 26 (日)

	体制	昼間 (15時現在)		夜間 (3時現在)		休日 (15時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		41		1		5
	オンコール				2		6
内 精神科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児科医 (再掲)	病院内		2				
	オンコール			1		1	
内 産婦人科医 (再掲)	病院内		1				
	オンコール						
薬剤師	病院内		13				2
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		17				1
	オンコール						
臨床検査技師	病院内		16				1
	オンコール				1		1
看護師	病院内		96		17		32
	オンコール				3		3
合計	病院内		183		18		41
	オンコール				6		10
内 救急医療 (再掲) (精神科救急医療含む)	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療 (再掲)	病院内						
	オンコール			1		1	

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 (有 無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 (大)

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の有無 (有 無)

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の口にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあつては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所に対応困難な場合等において、当該病院の窓口を經由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を經由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1-1 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 畿内会 理事長 猪木 達

住 所：三重県伊賀市上之庄2711番地1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人 畿内会 岡波総合病院
病院の所在地	三重県伊賀市上之庄2711番地1
管轄保健所名	伊賀保健所

[時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	27,792	1,601	A 29,393件
内 時間外加算の算定件数	466	18	① 484件
内 休日加算の算定件数	3,327	221	② 3,548件
内 深夜加算の算定件数	1,508	63	③ 1,570件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,742	96	④ 1,838件
時間外等加算割合 {(①+②+③+④) / A}			25.31%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和2年 4月 1日 至 令和3年 3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	7,744件	458件	8,202件
内 時間外加算の算定件数	150件	4件	154件
内 休日加算の算定件数	742件	57件	799件
内 深夜加算の算定件数	475件	13件	487件
内 時間外加算の特例の算定件数	581件	30件	611件

(自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	9,752件	595件	10,347件
内 時間外加算の算定件数	149件	5件	154件
内 休日加算の算定件数	1,306件	91件	1,397件
内 深夜加算の算定件数	509件	27件	536件
内 時間外加算の特例の算定件数	592件	34件	626件

(自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	10,296件	548件	10,844件
内 時間外加算の算定件数	167件	9件	176件
内 休日加算の算定件数	1,279件	73件	1,352件
内 深夜加算の算定件数	524件	23件	547件
内 時間外加算の特例の算定件数	569件	32件	601件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	27,792件	1,601件	29,393件
内 時間外加算の算定件数	466件	18件	484件
内 休日加算の算定件数	3,327件	221件	3,548件
内 深夜加算の算定件数	1,508件	63件	1,570件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,742件	96件	1,838件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1-2 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 畿内会 理事長 猪木 達

住 所：三重県伊賀市上之庄2711番地1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人 畿内会 岡波総合病院
病院の所在地	三重県伊賀市上之庄2711番地1
管轄保健所名	伊賀保健所

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	4,386件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	0件
ヘリコプターによる搬送件数	④	0件
合 計		4,386件
3会計年度平均		1,462件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)の救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和2年 4月 1日 至 令和3年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1, 175件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
ヘリコプターによる搬送件数	0件

(自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1, 502件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
ヘリコプターによる搬送件数	0件

(自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1, 709件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
ヘリコプターによる搬送件数	0件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	4, 386件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
ヘリコプターによる搬送件数	0件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名： 社会医療法人 畿内会 理事長 猪木 達

住 所： 三重県伊賀市上之庄2711番地1

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	8人	2人	20%	1人	10%
監 事	2人			—人	—%
社 員	8人	2人	25%		
評議員	0人	0人	—%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

(1) 共通事項

理事、監事及び評議員の選任方法について、定款又は寄付行為に定めがある

(2) 社団医療法人

すべての理事及び監事を社員総会で選任

(3) 財団法人

すべての理事及び監事を評議員会で選任

すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）

（該当する項目欄の口にチェックすること。）

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	○役員報酬規程については添付書類のとおり ○理事、監事の報酬については、勤務実態に即して支給することし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。なお会議出席用務の日当等については、「理事・監事の日当等に関する規定」に基づき支給している。
監事	同上
評議員	該当なし

添付資料

役員報酬規程

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
金銭の貸付け	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
資産の譲渡	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
給与の支給	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
役員等の選任	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
その他財産の運用及び事業の運営	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	27,585,324,588 円
B 純資産の額	8,424,410,117 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	30.54%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	21,290,159,457 円
イ 本来業務の用に供する財産	21,222,839,809 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	67,319,648 円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
へ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	1,922,509,653 円
F 事業費用の額	11,327,432,439 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号子）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	百五銀行、北伊勢上野信用金庫、三重銀行、伊賀上野ケーブルテレビ、㈱まちづくり伊賀上野	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
出 資	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
社団法人の社員権	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
組合契約	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
信 託	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
外国の法令に基づく財産	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
その他公益に反する事実	該当なし	有 ・ <input type="checkbox"/> 無

役員報酬規程

社会医療法人 畿内会

(目的)

第1条 本規程は、社会医療法人 畿内会の役員報酬の支給について必要な事項を定めるものである

(定義)

第2条 本規程における役員報酬とは、当法人が理事長、副理事長及びこれらの者の3親等内の親族に対し、業務の対価として支給するものをいう

(役員報酬の支給)

第3条 役員報酬については勤務実態に即して支給することとし、理事の地位にあることのみによっては支給しない

(適正な支給基準)

第4条 役員報酬の支給については以下の事情を斟酌し不当に高額なものとならないようにしなければならない

- ① 民間事業者の役員の報酬等
- ② 当法人が定める給与規程との準拠性
- ③ 当法人の財政状態及び経営成績
- ④ 当法人と同規模又は類似する医療法人の運営状況等
- ⑤ 各理事の役員報酬が当法人の全収入金額の1%を超えないこと

(通勤費の取扱い)

第5条 役員通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する

(報酬からの控除)

第6条 毎月の報酬から控除されるものは、原則として所得税その他法令等により徴収すべき金額とする

(支給方法)

第7条 報酬は、毎月25日に支給する。但し、その日が休日又は土曜日に当たる場合は、順次繰り上げて支給する

(就任又は退任した場合の報酬)

第8条 新たに理事に就任した時は、その日から報酬を支給する

- 2 理事が退任した時は、その日まで報酬を支給する
- 3 理事が死亡した時は、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する

(本規程の変更等)

第9条 経済事情の変動、厚生行政の展開により本規程を変更する場合、又は本規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て変更又は決定するものとする。

附 則

この規程は平成24年10月26日より施行する

(平成24年11月1日 一部改正施行)

(平成26年 6月6日 一部改正施行)

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の口にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の口にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。
 - ① 「施設の利用」欄
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。
 - ② 「金銭の貸付け」欄
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。
 - ③ 「資産の譲渡」欄
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。
 - ④ 「給与の支給」欄
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。
 - ⑤ 「役員等の選任」欄
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。
 - ⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄
医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。
- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。
 - イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
 - ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
 - ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
 - ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。
- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは芸術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
 - ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「へ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(書類付表1)

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	連 番	氏 名	親族等の 関係	職 業	法人格の 有無
理事長 理事	1	猪木 達	本人	当法人岡波総合病院 院長・医師	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
				伊賀医師会 会長	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
副理事長 理事	2	猪木 敬子	理事長の 配偶者	当法人介護老人保健施設統括医師	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
副院長 理事	3	松岡 信良	無	当法人岡波総合病院 医師	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
管理者 理事	4	子日 光雄	無	医療法人佐那具医院理事長 医師	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
管理者 理事	5	榎田 慎一	無	当法人介護老人保健施設第2おかなみ 医師	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
管理者 理事	6	上崎 善規	無	当法人介護老人保健施設伊賀ゆめが丘 医師	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
理事	7	田山 雅敏	無	中外医薬生産株式会社 社長	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
理事	8	中井 康之	無	堂島法律事務所 弁護士	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

区 分	連 番	氏 名	親族等の 関係	職 業	法人格の 有無
監事	1	古川 典明	無	株式会社ミッドランド経営 代表取締役	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
				ミッドランド税理士法人 代表社員	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
監事	2	安岡 隆	無	株式会社 三商 顧問	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

区 分	連 番	氏 名	親族等の 関係	職 業	法人格の 有無
社員	1	猪木 達	本人	当法人理事長・岡波総合病院 院長・医師	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
				伊賀医師会 会長	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
社員	2	猪木 敬子	理事長の 配偶者	当法人副理事長・介護老人保健施設統括医師	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
社員	3	松岡 信良	無	当法人岡波総合病院 副院長・医師	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
社員	4	子日 光雄	無	医療法人佐那具医院理事長 医師	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
社員	5	榊田 慎一	無	当法人介護老人保健施設第2おかなみ 管理者・医師	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
社員	6	上崎 善規	無	当法人介護老人保健施設伊賀ゆめが丘 管理者・医師	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
				医師会 会員	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
社員	7	田山 雅敏	無	中外医薬生産株式会社 社長	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
社員	8	中井 康之	無	堂島法律事務所 弁護士	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

- (1) 理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- (2) 「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

 - イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族
 - ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	該当なし				
そ の 他	該当なし				

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
該当なし			
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
該当なし			
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	社員等との関係	給与の支給の有無
猪木 達	当法人理事長 院長、医師	2000年 7月1日	常勤	理事長	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
猪木 敬子	当法人副理事長 介護老人保健施設統括医師	2001年 4月1日	常勤	理事長の 配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
松岡 信良	当法人岡波総合病院 副院長、医師	1991年 1月1日	常勤	理事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
上崎 善規	当法人介護老人保健施設 伊賀ゆめが丘 管理者、医師	2013年 5月17日	常勤	理事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
榊田 慎一	当法人介護老人保健施設 第2おかなみ 管理者、医師	2006年 4月1日	常勤	理事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
該当なし				
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
該当なし			
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
田山 雅敏	理事	中外医薬生産株式会社	伊賀市	田山 雅敏	なし	代表取締役
古川 典明	監事	株式会社ミッドランド経営	四日市市	古川 典明	なし	代表取締役
古川 典明	監事	ミッドランド税理士法人	四日市市	古川 典明	なし	代表社員
安岡 隆	監事	株式会社 三商	鈴鹿市	鈴木 隆	なし	顧問

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容
該当なし	

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事

〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事

〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等(従業員を含む。)となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事 〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況(例えば、病院の清掃を請け負う等)を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等(例えば、役員、従業員等)を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

(単位：円)

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
【流動資産】	2,872,194,781				5,115,002,877
現金及び預金					5,114,782,877
未収金	2,501,977,243				
たな卸資産	115,162,571				
前払費用	264,398,524				
立替金・仮払金等	-9,343,557				220,000
繰延消費税(1年以内)					
【固定資産】	18,417,964,676	0	0	0	1,180,162,254
《有形固定資産》	18,226,500,257				
建物	8,622,960,507				
構築物	843,615,777				
医療用器械備品	1,560,954,151				
什器備品	277,662,291				
車両運搬具	3,422,927				
建物附属設備	5,599,444,971				
厨房器機	89,994,045				
リース資産	6,146,816				
一括償却資産	72,352,602				
土地	1,149,946,170				
建物仮勘定					
《無形固定資産》	191,464,419				
ソフトウェア	19,811,777				
借地権	169,342,611				
リース資産					
電話加入権	2,310,031				
《その他の資産》					1,180,162,254
投資有価証券					7,465,855
長期貸付金					143,782,400
長期前払費用					35,950
繰延資産					12,217,601
その他の資産					1,016,660,448
資産合計	21,290,159,457	0	0	0	6,295,165,131
	①	②	③	④	

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細 (1/2)

(単位：円)

施設名(事業名) 区分	合計	岡波総合病院	介護老人保健施設 おかなみ	介護老人保健施設 第2おかなみ	介護老人保健施設 伊賀ゆめが丘
【流動資産】	2,872,194,781	2,554,693,255	138,678,349	96,896,320	72,156,695
現金及び預金					
未収金	2,501,977,243	2,226,862,898	101,317,755	94,763,882	69,618,993
たな卸資産	115,162,571	108,882,510	875,546	2,390,634	2,668,778
前払費用	264,398,524	226,736,245	36,979,207	320,804	294,924
立替金・仮払金等	-9,343,557	-7,788,398	-494,159	-579,000	-426,000
繰延消費税(1年以内)					
【固定資産】	18,417,964,676	15,071,083,038	1,822,876,390	611,880,698	854,575,064
《有形固定資産》	18,226,500,257	14,883,230,524	1,820,389,952	611,188,698	854,178,397
建物	8,622,960,507	6,967,162,517	1,006,240,624	178,819,625	444,736,585
構築物	843,615,777	737,972,424	92,379,045	4,518,017	6,885,263
医療用器械備品	1,560,954,151	1,489,250,458	52,555,174	8,764,966	10,261,879
什器備品	277,662,291	253,405,796	15,461,131	7,682,698	370,059
車両運搬具	3,422,927	1,254,133	96,567	2	2,072,225
建物附属設備	5,599,444,971	4,802,998,686	650,646,735	44,853,213	72,324,035
厨房器機	89,994,045	87,367,858	1	393,602	2,232,584
リース資産	6,146,816	6,112,000			
一括償却資産	72,352,602	68,394,482	3,010,675	522,575	295,767
土地	1,149,946,170	469,312,170		365,634,000	315,000,000
建物仮勘定					
《無形固定資産》	191,464,419	187,852,514	2,486,438	692,000	396,667
ソフトウェア	19,811,777	18,327,610	467,500	620,000	396,667
借地権	169,342,611	167,505,273	1,800,538		
リース資産					
電話加入権	2,310,031	2,019,631	218,400	72,000	
《その他の資産》					
投資有価証券	0				
長期貸付金	0				
長期前払費用	0				
繰延資産	0				
その他の資産	0				
資産合計	21,290,159,457	17,625,776,293	1,961,554,739	708,777,018	926,731,759
	⑤				

2 業務の用に供する財産の明細 (2/2)

(単位：円)

施設名(事業名) 区分	合計	居宅介護支援事業所 おこなみ	訪問看護ステーション おこなみ	岡波看護専門学校
【流動資産】	9,770,162	4,122,245	5,329,812	318,105
現金及び預金				
未収金	9,413,715	4,043,816	5,236,853	133,046
たな卸資産	345,103	102,429	124,959	117,715
前払費用	67,344			67,344
立替金・仮払金等	-56,000	-24,000	-32,000	
繰延消費税 (1年以内)				
【固定資産】	57,549,486	20,229,040	15,740,843	21,579,603
《有形固定資産》	57,512,686	20,210,686	15,722,397	21,579,603
建物	26,001,156	14,041,123	9,563,818	2,396,215
構築物	1,861,028	900,252	897,825	62,951
医療用器械備品	121,674	1		121,673
什器備品	742,607	173,237	174,181	395,189
車両運搬具				
建物附属設備	28,622,302	5,058,375	5,083,682	18,480,245
厨房器機				
リース資産	34,816	34,816		
一括償却資産	129,103	2,882	2,891	123,330
土地				
建物仮勘定				
《無形固定資産》	36,800	18,354	18,446	
ソフトウェア				
借地権	36,800	18,354	18,446	
リース資産				
電話加入権				
《その他の資産》				
投資有価証券				
長期貸付金				
長期前払費用				
繰延資産				
その他の資産				
資産合計	67,319,648	24,351,285	21,070,655	21,897,708
	⑤			

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
該当なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	③ 円

(記載上の注意事項)

- ③が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」(任意の様式)を作成し、併せて提出すること。(なお、当該別紙についても閲覧対象であること)

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
伊賀市上之庄 2711 番地 1	67,186.98 m ²	62,333.14 m ²	4,853.84 m ²	本院敷地、第1老健敷地
伊賀市上野桑町 1596-1 他	13,754.19 m ²	0 m ²	13,754.19 m ²	旧本院敷地
伊賀市上野桑町 1622-1 他	3,797.40 m ²	0 m ²	3,797.40 m ²	旧応急診療所、外来駐車場
伊賀市上野桑町 1612-1 他	4,031.44 m ²	0 m ²	4,031.44 m ²	旧第1老健敷地、
伊賀市下友生鳥ヶ峯他	11,827.77 m ²	0 m ²	11,827.77 m ²	第2老健敷地
伊賀市ゆめが丘 4-4-1 他	16,989.53 m ²	0 m ²	16,989.53 m ²	老健ゆめが丘敷地
伊賀市上野桑町 1579 他	687.82 m ²	0 m ²	687.82 m ²	医師用住宅敷地
伊賀市緑ヶ丘南町 4005	943.00 m ²	0 m ²	943.00 m ²	医師用独身寮敷地
伊賀市上野桑町 1703 他	2,146.75 m ²	0 m ²	2,146.75 m ²	看護婦寮敷地、元本宅の別宅
伊賀市緑ヶ丘西町 2399-2 他	1,092.59 m ²	0 m ²	1,092.59 m ²	男子寮
伊賀市上野久米町字大木 805-1 他	2,688.83 m ²	0 m ²	2,688.83 m ²	職員駐車場

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
岡波総合病院		31,826.27 m ²	自家	地下1F	224.00 m ²
				1F 診察室	294.49 m ²
				1F 処置室	88.21 m ²
				1F 臨床検査室	314.55 m ²
				1F エックス線診療室	273.66 m ²
				1F その他	4,313.75 m ²
				2F 診察室	172.52 m ²
				2F 処置室	81.97 m ²
				2F 臨床検査室	356.29 m ²
				2F 調剤所	216.45 m ²
				2F エックス線診療室	42.21 m ²
				2F その他	4,032.41 m ²
				3F 手術室	808.55 m ²
				3F エックス線診療室	117.69 m ²
				3F 病室	243.80 m ²
				3F その他	3,782.60 m ²
				4F 処置室	9.00 m ²
				4F 病室	438.48 m ²
				4F その他	2,781.69 m ²
				5F 処置室	18.00 m ²
				5F 病室	890.34 m ²
				5F その他	2,271.51 m ²
				6F 処置室	18.00 m ²
				6F 病室	904.17 m ²
				6F その他	2,257.68 m ²
				7F 処置室	36.00 m ²
				7F 病室	874.42 m ²
				7F その他	2,269.43 m ²
				9F その他	662.94 m ²
				デイケア1F	1,063.99 m ²
デイケア2F	835.08 m ²				
サービス棟	853.65 m ²				
フロア室棟	41.25 m ²				
ポンプ室棟	34.20 m ²				
駐輪場	129.69 m ²				
通路(主玄関・キャノピー)	73.60 m ²				
介護老人保健施設 おかなみ		3,179.85 m ²	自家	8F 居室	852.62 m ²
				8F その他	2,327.23 m ²

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
旧岡波総合病院		16,269.01 ㎡	自家	C館：2F診察処置室	1,674.43 ㎡
				C館：1F診察処置室	2,125.30 ㎡
				C館：1F病室	72.90 ㎡
				C館：2F病室	52.26 ㎡
				C館：3F病室	960.54 ㎡
				C館：4F病室	977.34 ㎡
				C館：5F病室	989.18 ㎡
				E館：1F	1,294.93 ㎡
				E館：2F	1,088.35 ㎡
				E館：3F	756.99 ㎡
				E館：4F	588.09 ㎡
				E館：5F	428.09 ㎡
				N館：B1F機械室	277.55 ㎡
				N館：1F処置室他	870.90 ㎡
				N館：2F病室等	719.30 ㎡
				N館：3F病室	616.15 ㎡
				W館：1F処置室等	886.26 ㎡
				W館：2F	685.55 ㎡
				W館：3F	705.54 ㎡
W館：4F	499.36 ㎡				
旧介護老人保健施設 おかなみ		3,750.10 ㎡	自家	塔屋	42.31 ㎡
				3F	1,100.66 ㎡
				2F	1,100.70 ㎡
				1F	1,500.23 ㎡
				ポンプ室その他	6.2 ㎡
介護老人保健施設 第2おかなみ (訪問看護ステーションを含む)		7,664.83 ㎡	自家	P1F	91.50 ㎡
				3F	2,292.44 ㎡
				2F	2,555.77 ㎡
				1F	2,725.12 ㎡
介護老人保健施設 伊賀ゆめが丘		6,462.00 ㎡	自家	屋上	24.30 ㎡
				3F	2,061.31 ㎡
				2F	2,070.14 ㎡
				1F	2,306.25 ㎡

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
看護学校		1,510.90 m ²	自家	看護師養成施設	1,510.90 m ²
医師住宅（桑町）		134.14 m ²	自家	福利厚生施設	134.14 m ²
医師住宅（田端）		181.35 m ²	自家	福利厚生施設	181.35 m ²
独身寮（医師）		592.00 m ²	自家	福利厚生施設	592.00 m ²
看護師寮 （院内保育所を含む）		1,771.63 m ²	自家	福利厚生施設	1,771.63 m ²
男子単身寮及び学童保育室		668.37 m ²	自家	男子単身者寮	569.04 m ²
				学童保育室	99.33 m ²
旧住宅介護支援事業所		133.01 m ²	自家	附帯業務施設	133.01 m ²

8 医療用器械備品の明細

（期末簿価300万円以上）

番号	品 名	数 量	単 価	自用 借用	用途の区分
1	超電導磁石式全身MR装置 SIGNA Artist 1.5T（新病院分）	1	165,909,414	自用	
2	血管造影X線診断装置 Azurion7 B20/15（新病院分）	1	112,485,225	自用	
3	超電導磁気式MR装置 SIGNA Explorer	1	68,151,195	自用	
4	パライウントヘッドメーテイスPRO KA-75121A（新病院分）	1	56,422,767	自用	
5	手術用顕微鏡 KINEVO900（新病院分）	1	49,504,500	自用	
6	キャノン勢心臓BI-PLANE ANGIOシステム	1	48,640,000	自用	
7	体外衝撃波結石破碎装置（新病院分）	1	48,337,727	自用	
8	デジタルX線透視撮影システム CUREVISTA Open（新病院分）	1	35,174,845	自用	
9	デジタルCアームX線TV VersiFlex VISTA（新病院分）	1	33,542,696	自用	
10	CT装置 320列アップグレードキット（新病院分）	1	28,419,250	自用	
11	ザイオステーション2PLUS・造影剤インジェクター DUALSHOT GX7	1	23,994,158	自用	
12	デジタルラジオグラフィ AeroDRシステム（新病院分）	1	23,468,800	自用	
13	ジェットウォッシャー超音波洗浄装置（新病院分）	1	19,068,400	自用	
14	自動分析装置コパス8000	1	18,325,833	自用	
15	無影灯 主灯 TruLight5520（新病院分）	1	17,968,300	自用	
16	パライウントヘッドエスパンション KA-N1711J（新施設分）	1	17,952,166	自用	
17	高圧蒸気滅菌装置 一般蒸気ハイパス仕様（新病院分）	1	17,418,250	自用	
18	血管造影検査監視装置ホリグラフ虚血仕様 RMC-5000	1	16,959,875	自用	
19	手術室映像システム（新病院分）	1	16,776,525	自用	

20	一般X線撮影装置 RADEX (新病院分)	1	16,776,525	自用	
21	マレター QUATTRO 24-8065-00 (新病院分)	1	16,134,800	自用	
22	多項目自動血球分析装置 XR-3000 (新病院分)	1	16,043,125	自用	
23	低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌器 130LF-1HS (新病院分)	1	15,379,829	自用	
24	キヤノン製X線透視装置 Ultimax-i	1	15,292,143	自用	
25	マテ遠心血液ポンプシステム UNIMO	1	14,584,075	自用	
26	超音波診断画像装置 Aplio i800/Prism (新病院分)	1	14,392,975	自用	
27	ベッドサイドモニタ本体ユニット DSC-8410 (新病院分)	1	14,252,928	自用	
28	ベッドサイドモニタ本体ユニット DSC-8430 (新病院分)	1	13,007,037	自用	
29	OCT-S1 (光干渉断層計)	1	12,896,001	自用	
30	手洗装置 FineForce frp 製ハイブリッドシャワー仕様 (新病院分)	1	12,101,100	自用	
31	シーリングペンダント TruPORT5500 (新病院分)	1	11,917,750	自用	
32	マンモグラフィ AMULET Innovality 2D (新病院分)	1	10,958,000	自用	
33	レール走行式リフト (新病院分)	1	10,725,975	自用	
34	水平層流排気フード付システム流し台 (新病院分)	1	10,518,179	自用	
35	自動採血管標準装置 BC-ROBO-900 (新病院分)	1	9,992,575	自用	
36	簡易貫流ホース EB-250N (新病院分)	1	9,922,471	自用	
37	無影灯 副灯 TruLight5320 (新病院分)	1	9,900,900	自用	
38	浴槽スパーラタリハス RAL-300R (新病院分)	1	9,625,875	自用	
39	関節鏡【本体・手関節鏡セット・手関節鏡用プローブ】(新病院分)	1	8,917,478	自用	
40	肺運動負荷モニタリングシステム AE-310SRD (新病院分)	1	8,342,425	自用	
41	ハイパーオート対策用電動昇降式L型解剖台 (新病院分)	1	8,278,950	自用	
42	全身用X線CT装置 Prime SP/SPREAD Edition	1	8,140,108	自用	
43	対面式排気フード型臓器撮影装置付き切出作業台 (新病院分)	1	7,768,250	自用	
44	介護浴槽 HK-825R (新施設分)	1	7,609,025	自用	
45	パラマウント電動リモートコントロールベッド アリクス ICU KA-H7410A (新病院分)	1	7,311,998	自用	
46	41. TS カート TS-C02-RA (新病院分)	1	7,040,640	自用	
47	高照度照明付きL型ラミネーターユニット空気浄化装置組込型 (新病院分)	1	6,915,357	自用	
48	マイクロナージャリー手術台 MST-7300B 型 (新病院分)	1	6,415,490	自用	
49	3. 安全キャビネット BCG401 (新病院分)	1	6,325,575	自用	

50	無影灯 副灯+モニターアーム TruLight5320+VP3000m (新病院分)	1	6,233,900	自用	
51	デュアルインジエクター elite カテーテルスタンド (新病院分)	1	6,050,550	自用	
52	手洗装置 FineForce frp 製ハイリットシャワー仕様 (新病院分)	1	5,500,500	自用	
53	JFC スペクトリス HRA+OCT	1	5,188,812	自用	
54	X線骨密度測定装置 PRODIGY Fuga-C (新病院分)	1	5,127,801	自用	
55	浴槽エレベーターバス CET-100 (新病院分)	1	5,078,795	自用	
56	運動負荷心電図測定装置 (トレッドミル) STS-2100	1	4,863,681	自用	
57	ゾーンマスター材造影剤自動注入装置 ZMC750-t2	1	4,858,775	自用	
58	大動脈内バルーンポンプ CARDIOSAVE	1	4,842,558	自用	
59	移動式処置台 ムーブイス KC-240 (新病院分)	1	4,767,100	自用	
60	自動封入装置ティッシュテック グラス2 Glas g2-J0 (新病院分)	1	4,767,100	自用	
61	内視鏡システム (新病院分)	1	4,647,923	自用	
62	全身麻酔装置 Carestation650 (新病院分)	1	4,583,750	自用	
63	膀胱腎盂ビデオスコープ・光源装置・モニター	1	4,477,660	自用	
64	浴槽エレバス UCB-100 (新病院分)	1	4,061,203	自用	
65	パイクーラ凝固電気メス ベリウス ESSENTIAL (新病院分)	1	3,875,400	自用	
66	自動染色装置ティッシュテック プリスマガラス DRS-Prisma-P-JD (新病院分)	1	3,827,432	自用	
67	浴槽カトリア CTA-200 (新病院分)	1	3,703,670	自用	
68	電動手術台 MOT-5602BW (新病院分)	1	3,558,751	自用	
69	4. TS カート TS-C02-RA (新病院分)	1	3,538,655	自用	
70	昇降式介護浴槽 HK-255G-U2 (新施設分)	1	3,529,488	自用	
71	水平層流排気フード付切出流し台 (新病院分)	1	3,251,075	自用	

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。
なお、耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：社会医療法人 畿内会 理事長 猪木 達

住 所：三重県伊賀市上之庄2711番地1

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

(単位：円)

病院、診療所、介護老人 保健施設 及び介護医療院等名	業務に係る費用 の額 (A)	全費用の額 (B)	割 合 A/B
岡波総合病院	9,105,436,060	9,105,436,060	100.0%
介護老人保健施設 おかなみ	785,896,328	785,896,328	100.0%
介護老人保健施設 第2おかなみ	653,255,814	653,255,814	100.0%
介護老人保健施設 伊賀ゆめが丘	621,706,592	621,706,592	100.0%
訪問看護ステーション おかなみ		35,539,585	0.0%
居宅介護支援事業所 おかなみ		33,387,639	0.0%
岡波看護専門学校		92,210,421	0.0%
合 計	① 11,166,294,794	② 11,327,432,439	98.6%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	診療 割合
岡波総合病院	社会保険診療	7,677,969,070	610,279,960	8,288,249,030	94.2%
	労災保険診療	67,747,945	0	67,747,945	0.8%
	健康診査	74,422,401	37,343,030	111,765,431	1.3%
	予防接種	15,583,907	1,694,626	17,278,533	0.2%
	助産	0	0	0	0.0%
	介護事業	63,216,423	7,492,862	70,709,285	0.8%
	障害福祉事業	0	0	0	0.0%
	その他	130,129,201	108,431,316	238,560,517	2.7%
	計	8,029,068,947	765,241,794	8,794,310,741	100.0%
介護老人保健施設 おかなみ	社会保険診療	0	0	0	0.0%
	労災保険診療	0	0	0	0.0%
	健康診査	0	0	0	0.0%
	予防接種	791,401	142,988	934,389	0.2%
	助産	0	0	0	0.0%
	介護事業	430,892,887	143,549,932	574,442,819	98.6%
	障害福祉事業	0	0	0	0.0%
	その他	5,153,162	2,230,784	7,383,946	1.3%
	計	436,837,450	145,923,704	582,761,154	100.0%
介護老人保健施設 第2おかなみ	社会保険診療	0	0	0	0.0%
	労災保険診療	0	0	0	0.0%
	健康診査	0	0	0	0.0%
	予防接種	1,375,254	246,216	1,621,470	0.2%
	助産	0	0	0	0.0%
	介護事業	575,518,854	66,432,659	641,951,513	98.4%
	障害福祉事業	0	0	0	0.0%
	その他	6,071,720	2,431,548	8,503,268	1.3%
	計	582,965,828	69,110,423	652,076,251	100.0%
介護老人保健施設 伊賀ゆめが丘	社会保険診療	0	0	0	0.0%
	労災保険診療	0	0	0	0.0%
	健康診査	0	0	0	0.0%
	予防接種	957,706	154,434	1,112,140	0.2%
	助産	0	0	0	0.0%
	介護事業	346,107,335	169,871,813	515,979,148	94.8%
	障害福祉事業	0	0	0	0.0%
	その他	5,022,540	21,930,000	26,952,540	5.0%
	計	352,087,581	191,956,247	544,043,828	100.0%

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
訪問看護ステーションおかなみ	社会保険診療	9,323,529	1,334,829	10,658,358	30.4%
	労災保険診療	0	0	0	0.0%
	健康診査	0	0	0	0.0%
	予防接種	0	0	0	0.0%
	助産	0	0	0	0.0%
	介護事業	21,353,699	2,671,822	24,025,521	68.5%
	障害福祉事業	0	0	0	0.0%
	その他	108,638	294,252	402,890	1.1%
	計	30,785,866	4,300,903	35,086,769	100.0%
居宅介護支援事業所おかなみ	社会保険診療	0	0	0	0.0%
	労災保険診療	0	0	0	0.0%
	健康診査	0	0	0	0.0%
	予防接種	0	0	0	0.0%
	助産	0	0	0	0.0%
	介護事業	26,177,997	0	26,177,997	97.3%
	障害福祉事業	0	0	0	0.0%
	その他	738,874	0	738,874	2.7%
	計	26,916,871	0	26,916,871	100.0%
岡波看護専門学校	社会保険診療	0	0	0	0.0%
	労災保険診療	0	0	0	0.0%
	健康診査	0	0	0	0.0%
	予防接種	0	0	0	0.0%
	助産	0	0	0	0.0%
	介護事業	0	0	0	0.0%
	障害福祉事業	0	0	0	0.0%
	その他	21,389,746	46,817,948	68,207,694	100.0%
	計	21,389,746	46,817,948	68,207,694	100.0%
合計	社会保険診療	7,687,292,599	611,614,789	③ 8,298,907,388	77.5%
	労災保険診療	67,747,945	0	④ 67,747,945	0.6%
	健康診査	74,422,401	37,343,030	⑤ 111,765,431	1.0%
	予防接種	18,708,268	2,238,264	⑥ 20,946,532	0.2%
	助産	0	0	⑦ 0	0.0%
	介護事業	1,463,267,195	390,019,088	⑧ 1,853,286,283	17.3%
	障害福祉事業	0	0	⑨ 0	0.0%
	その他	168,613,881	182,135,848	⑩ 350,749,729	3.3%
	計	9,480,052,289	1,223,351,019	10,703,403,308	100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の口にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

健康保険法	77,345,763 円	学校保健安全法	270,255 円
船員保険法	0 円	母子保健法	0 円
国民健康保険法	21,172,475 円	労働安全衛生法	50,450 円
国家公務員共済組合法	0 円	高齢者の医療の確保に関する法律	1,213,043 円
地方公務員等共済組合法	11,713,444 円		
私立学校教職員共済法	0 円		
計	110,231,682 円	計	1,533,749 円
		健康診査に係る収入合計	⑩ 111,765,431 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑩と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	19,682,366 円	麻しん	8,779 円
臨時接種	21,947 円	風しん	4,389 円
		インフルエンザ	1,207,103 円
		おたふくかぜ	21,947 円
計	19,704,313 円	計	1,242,219 円
		予防接種に係る収入合計	⑨ 20,946,532 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑨と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	㉔ 0 件	㉕ 0 円
分娩件数 (㉔) × 50万円		㉖ 0 円

(記載上の注意事項)

- ㉗が㉕又は㉖の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	1,822,874,047 円	居宅サービス事業	0 円
地域密着型サービス事業	0 円	地域密着型サービス事業	0 円
介護予防サービス事業	30,412,236 円	介護予防サービス事業	0 円
地域密着型介護予防サービス事業	0 円		
計	1,853,286,283 円	計	0 円
		介護事業に係る収入合計	㉚ 1,853,286,283 円

(記載上の注意事項)

- ㉛が㉚と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	0円	障害児通所給付費	0円
特例介護給付費	0円	特例障害児通所給付費	0円
訓練等給付費	0円	障害児入所給付費	0円
特例訓練等給付費	0円	特定入所障害児食費等給付費	0円
特定障害者特別給付費	0円	障害児相談支援給付費	0円
特例特定障害者特別給付費	0円	特例障害児相談支援給付費	0円
地域相談支援給付費	0円		
特例地域相談支援給付費	0円		
計画相談支援給付費	0円		
特例計画相談支援給付費	0円		
基準該当療養介護医療費	0円		
地域生活支援事業	0円		
計	0円	計	0円
		障害福祉事業に係る収入合計	㊸ 0円

（記載上の注意事項）

- ㊸が㊹と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号二）

（単位：円）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により 収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
岡波総合病院	8,794,310,741	3,879,620,425	5,225,815,635	9,105,436,060	96.6%
介護老人保健施設 おかなみ	582,761,154	423,024,566	362,871,762	785,896,328	74.2%
介護老人保健施設 第2おかなみ	652,076,251	413,702,583	239,553,231	653,255,814	99.8%
介護老人保健施設 伊賀ゆめが丘	544,043,828	379,355,405	242,351,187	621,706,592	87.5%
合計	⑤10,573,191,974	5,095,702,979	6,070,591,815	⑥11,166,294,794	94.7%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計⑤が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計⑥が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

診療報酬などに関する規程

第1条 社会医療法人 畿内会 岡波総合病院の診療報酬及び手数料等は全てこの規程の定めるところに依る。

第2条 診療報酬の額は健康保険法の規程に依る。
療養に要する額の算定方法は診療報酬点数に依り算定して得た額とする。

2. 1点単価は次のとおりとする。

社会保険診療 10円[厚生労働省の告示額]

労災保険診療 11.5円[三重県労働基準局と三重県労災指定医協会との協定金額]

3. 保険証を持参せず、又は健康保険法の適用を受けることの出来ない者に対する診療費[自費診療]も社会保険診療の10円単価に準ずる。

第3条 貧困のため本人の支払額の負担が困難と認められた者については事情を調査し、福祉事務所・民生委員等と協議の上、診療費を減免する事がある。

第4条 病室使用料

次の病室は一般入院料の外に室料差額を要する。[1日につき]

【別紙参照】

第5条 この規程施行に際し必要な事項は病院長が定める。

(平成24年6月19日 一部改正施行)

(平成24年11月1日 一部改正施行)

時間外加算等算定件数内訳表

令和2年度

月	区分	6歳以上の 件数 (A)	6歳未満 の件数 (B)	合計 (A+B)
4月	初診料の算定件数	539	38	577
	内 時間外加算の算定件数	7	0	7
	内 休日加算の算定件数	48	1	49
	内 深夜加算の算定件数	37	1	38
	内 時間外加算の特例の算定件数	33	0	33
5月	初診料の算定件数	507	37	544
	内 時間外加算の算定件数	4	0	4
	内 休日加算の算定件数	77	12	89
	内 深夜加算の算定件数	33	1	34
	内 時間外加算の特例の算定件数	20	4	24
6月	初診料の算定件数	709	38	747
	内 時間外加算の算定件数	13	0	13
	内 休日加算の算定件数	32	0	32
	内 深夜加算の算定件数	50	1	51
	内 時間外加算の特例の算定件数	55	1	56
7月	初診料の算定件数	708	38	746
	内 時間外加算の算定件数	15	1	16
	内 休日加算の算定件数	42	3	45
	内 深夜加算の算定件数	52	1	53
	内 時間外加算の特例の算定件数	49	7	56
8月	初診料の算定件数	723	56	779
	内 時間外加算の算定件数	13	1	14
	内 休日加算の算定件数	72	6	78
	内 深夜加算の算定件数	46	4	50
	内 時間外加算の特例の算定件数	64	3	67
9月	初診料の算定件数	712	37	749
	内 時間外加算の算定件数	17	0	17
	内 休日加算の算定件数	89	6	95
	内 深夜加算の算定件数	36	0	36
	内 時間外加算の特例の算定件数	51	2	53
10月	初診料の算定件数	707	46	753
	内 時間外加算の算定件数	9	1	10
	内 休日加算の算定件数	52	2	54
	内 深夜加算の算定件数	36	1	37
	内 時間外加算の特例の算定件数	59	4	63
11月	初診料の算定件数	729	34	763
	内 時間外加算の算定件数	14	0	14
	内 休日加算の算定件数	76	8	84
	内 深夜加算の算定件数	43	0	43
	内 時間外加算の特例の算定件数	56	2	58
12月	初診料の算定件数	542	34	576
	内 時間外加算の算定件数	14	0	14
	内 休日加算の算定件数	69	5	74
	内 深夜加算の算定件数	36	2	38
	内 時間外加算の特例の算定件数	45	1	46
1月	初診料の算定件数	541	37	578
	内 時間外加算の算定件数	8	0	8
	内 休日加算の算定件数	71	3	74
	内 深夜加算の算定件数	34	2	36
	内 時間外加算の特例の算定件数	49	3	52
2月	初診料の算定件数	604	26	630
	内 時間外加算の算定件数	14	0	14
	内 休日加算の算定件数	57	4	61
	内 深夜加算の算定件数	33	0	33
	内 時間外加算の特例の算定件数	40	1	41
3月	初診料の算定件数	723	37	760
	内 時間外加算の算定件数	22	1	23
	内 休日加算の算定件数	57	7	64
	内 深夜加算の算定件数	39	0	39
	内 時間外加算の特例の算定件数	60	2	62
合計	初診料の算定件数	7,744	458	8,202
	内 時間外加算の算定件数	150	4	154
	内 休日加算の算定件数	742	57	799
	内 深夜加算の算定件数	475	13	487
	内 時間外加算の特例の算定件数	581	30	611

時間外加算等算定件数内訳表

令和3年度

月	区分	6歳以上の 件数 (A)	6歳未満 の件数 (B)	合計 (A+B)
4月	初診料の算定件数	757	45	802
	内 時間外加算の算定件数	13	0	13
	内 休日加算の算定件数	73	7	80
	内 深夜加算の算定件数	38	0	38
	内 時間外加算の特例の算定件数	46	3	49
5月	初診料の算定件数	755	55	810
	内 時間外加算の算定件数	11	1	12
	内 休日加算の算定件数	133	11	144
	内 深夜加算の算定件数	47	3	50
	内 時間外加算の特例の算定件数	46	4	50
6月	初診料の算定件数	738	68	806
	内 時間外加算の算定件数	14	0	14
	内 休日加算の算定件数	72	4	76
	内 深夜加算の算定件数	25	5	30
	内 時間外加算の特例の算定件数	51	4	55
7月	初診料の算定件数	830	90	920
	内 時間外加算の算定件数	13	0	13
	内 休日加算の算定件数	69	5	74
	内 深夜加算の算定件数	51	5	56
	内 時間外加算の特例の算定件数	62	6	68
8月	初診料の算定件数	904	49	953
	内 時間外加算の算定件数	12	2	14
	内 休日加算の算定件数	136	7	143
	内 深夜加算の算定件数	45	2	47
	内 時間外加算の特例の算定件数	53	3	56
9月	初診料の算定件数	809	36	845
	内 時間外加算の算定件数	13	0	13
	内 休日加算の算定件数	118	3	121
	内 深夜加算の算定件数	44	2	46
	内 時間外加算の特例の算定件数	59	2	61
10月	初診料の算定件数	827	35	862
	内 時間外加算の算定件数	8	1	9
	内 休日加算の算定件数	86	8	94
	内 深夜加算の算定件数	45	1	46
	内 時間外加算の特例の算定件数	57	1	58
11月	初診料の算定件数	731	34	765
	内 時間外加算の算定件数	22	0	22
	内 休日加算の算定件数	103	4	107
	内 深夜加算の算定件数	37	0	37
	内 時間外加算の特例の算定件数	33	1	34
12月	初診料の算定件数	783	52	835
	内 時間外加算の算定件数	18	1	19
	内 休日加算の算定件数	102	7	109
	内 深夜加算の算定件数	47	3	50
	内 時間外加算の特例の算定件数	33	3	36
1月	初診料の算定件数	988	43	1,031
	内 時間外加算の算定件数	10	0	10
	内 休日加算の算定件数	192	13	205
	内 深夜加算の算定件数	47	1	48
	内 時間外加算の特例の算定件数	53	4	57
2月	初診料の算定件数	816	49	865
	内 時間外加算の算定件数	4	0	4
	内 休日加算の算定件数	126	13	139
	内 深夜加算の算定件数	43	4	47
	内 時間外加算の特例の算定件数	52	2	54
3月	初診料の算定件数	814	39	853
	内 時間外加算の算定件数	11	0	11
	内 休日加算の算定件数	96	9	105
	内 深夜加算の算定件数	40	1	41
	内 時間外加算の特例の算定件数	47	1	48
合計	初診料の算定件数	9,752	595	10,347
	内 時間外加算の算定件数	149	5	154
	内 休日加算の算定件数	1,306	91	1,397
	内 深夜加算の算定件数	509	27	536
	内 時間外加算の特例の算定件数	592	34	626

時間外加算等算定件数内訳表

令和4年度

月	区分	6歳以上の 件数 (A)	6歳未満 の件数 (B)	合計 (A+B)
4月	初診料の算定件数	782	44	826
	内 時間外加算の算定件数	19	1	20
	内 休日加算の算定件数	82	5	87
	内 深夜加算の算定件数	45	0	45
	内 時間外加算の特例の算定件数	52	1	53
5月	初診料の算定件数	806	57	863
	内 時間外加算の算定件数	15	0	15
	内 休日加算の算定件数	134	9	143
	内 深夜加算の算定件数	43	3	46
	内 時間外加算の特例の算定件数	38	4	42
6月	初診料の算定件数	815	38	853
	内 時間外加算の算定件数	13	0	13
	内 休日加算の算定件数	90	7	97
	内 深夜加算の算定件数	36	3	39
	内 時間外加算の特例の算定件数	53	0	53
7月	初診料の算定件数	962	56	1,018
	内 時間外加算の算定件数	21	0	21
	内 休日加算の算定件数	164	6	170
	内 深夜加算の算定件数	54	3	57
	内 時間外加算の特例の算定件数	58	2	60
8月	初診料の算定件数	1,348	57	1,405
	内 時間外加算の算定件数	11	0	11
	内 休日加算の算定件数	106	7	113
	内 深夜加算の算定件数	39	2	41
	内 時間外加算の特例の算定件数	71	4	75
9月	初診料の算定件数	836	52	888
	内 時間外加算の算定件数	11	2	13
	内 休日加算の算定件数	109	8	117
	内 深夜加算の算定件数	44	1	45
	内 時間外加算の特例の算定件数	40	2	42
10月	初診料の算定件数	769	48	817
	内 時間外加算の算定件数	4	1	5
	内 休日加算の算定件数	106	9	115
	内 深夜加算の算定件数	54	5	59
	内 時間外加算の特例の算定件数	38	4	42
11月	初診料の算定件数	1,035	39	1,074
	内 時間外加算の算定件数	29	0	29
	内 休日加算の算定件数	156	5	161
	内 深夜加算の算定件数	46	0	46
	内 時間外加算の特例の算定件数	52	5	57
12月	初診料の算定件数	805	51	856
	内 時間外加算の算定件数	14	2	16
	内 休日加算の算定件数	101	3	104
	内 深夜加算の算定件数	42	0	42
	内 時間外加算の特例の算定件数	48	3	51
1月	初診料の算定件数	910	32	942
	内 時間外加算の算定件数	12	1	13
	内 休日加算の算定件数	116	6	122
	内 深夜加算の算定件数	42	2	44
	内 時間外加算の特例の算定件数	46	2	48
2月	初診料の算定件数	748	49	797
	内 時間外加算の算定件数	9	1	10
	内 休日加算の算定件数	72	5	77
	内 深夜加算の算定件数	52	3	55
	内 時間外加算の特例の算定件数	39	5	44
3月	初診料の算定件数	480	25	505
	内 時間外加算の算定件数	9	1	10
	内 休日加算の算定件数	43	3	46
	内 深夜加算の算定件数	27	1	28
	内 時間外加算の特例の算定件数	34	0	34
合計	初診料の算定件数	10,296	548	10,844
	内 時間外加算の算定件数	167	9	176
	内 休日加算の算定件数	1,279	73	1,352
	内 深夜加算の算定件数	524	23	547
	内 時間外加算の特例の算定件数	569	32	601

夜間等救急搬送件数内訳表

R2年度

月	区分	6歳以上の 件数 (A)	6歳未満 の件数 (B)	合計 (A+B)
4月	消防機関の救急車による搬送件数	82	0	82
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	82	0	82
5月	消防機関の救急車による搬送件数	90	0	90
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	90	0	90
6月	消防機関の救急車による搬送件数	89	1	90
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	89	1	90
7月	消防機関の救急車による搬送件数	73	2	75
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	73	2	75
8月	消防機関の救急車による搬送件数	113	3	116
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	113	3	116
9月	消防機関の救急車による搬送件数	113	1	114
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	113	1	114
10月	消防機関の救急車による搬送件数	105	1	106
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	105	1	106
11月	消防機関の救急車による搬送件数	131	0	131
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	131	0	131
12月	消防機関の救急車による搬送件数	71	2	73
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	71	2	73
1月	消防機関の救急車による搬送件数	111	0	111
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	111	0	111
2月	消防機関の救急車による搬送件数	72	3	75
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	72	3	75
3月	消防機関の救急車による搬送件数	111	1	112
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	111	1	112
合計	消防機関の救急車による搬送件数	1,161	14	1,175
	病院等が保有する救急車による搬送件数	0	0	0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数	0	0	0
	ヘリコプターによる搬送件数	0	0	0
	合計	1,161	14	1,175

夜間等救急搬送件数内訳表

R3年度

月	区分	6歳以上の 件数 (A)	6歳未満 の件数 (B)	合計 (A+B)
4月	消防機関の救急車による搬送件数	103	3	106
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	103	3	106
5月	消防機関の救急車による搬送件数	112	6	118
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	112	6	118
6月	消防機関の救急車による搬送件数	95	4	99
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	95	4	99
7月	消防機関の救急車による搬送件数	122	8	130
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	122	8	130
8月	消防機関の救急車による搬送件数	143	3	146
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	143	3	146
9月	消防機関の救急車による搬送件数	129	0	129
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	129	0	129
10月	消防機関の救急車による搬送件数	132	2	134
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	132	2	134
11月	消防機関の救急車による搬送件数	109	0	109
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	109	0	109
12月	消防機関の救急車による搬送件数	104	0	104
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	104	0	104
1月	消防機関の救急車による搬送件数	170	0	170
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	170	0	170
2月	消防機関の救急車による搬送件数	132	2	134
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	132	2	134
3月	消防機関の救急車による搬送件数	121	2	123
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	121	2	123
合 計	消防機関の救急車による搬送件数	1,472	30	1,502
	病院等が保有する救急車による搬送件数	0	0	0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数	0	0	0
	ヘリコプターによる搬送件数	0	0	0
	合計	1,472	30	1,502

夜間等救急搬送件数内訳表

R4年度

月	区分	6歳以上の 件数 (A)	6歳未満 の件数 (B)	合計 (A+B)
4月	消防機関の救急車による搬送件数	118	1	119
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	118	1	119
5月	消防機関の救急車による搬送件数	131	2	133
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	131	2	133
6月	消防機関の救急車による搬送件数	133	5	138
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	133	5	138
7月	消防機関の救急車による搬送件数	173	3	176
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	173	3	176
8月	消防機関の救急車による搬送件数	150	3	153
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	150	3	153
9月	消防機関の救急車による搬送件数	124	6	130
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	124	6	130
10月	消防機関の救急車による搬送件数	122	8	130
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	122	8	130
11月	消防機関の救急車による搬送件数	157	5	162
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	157	5	162
12月	消防機関の救急車による搬送件数	137	1	138
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	137	1	138
1月	消防機関の救急車による搬送件数	155	0	155
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	155	0	155
2月	消防機関の救急車による搬送件数	108	0	108
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	108	0	108
3月	消防機関の救急車による搬送件数	165	2	167
	病院等が保有する救急車による搬送件数			0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			0
	ヘリコプターによる搬送件数			0
	合計	165	2	167
合計	消防機関の救急車による搬送件数	1,673	36	1,709
	病院等が保有する救急車による搬送件数	0	0	0
	民間会社が保有する救急車による搬送件数	0	0	0
	ヘリコプターによる搬送件数	0	0	0
	合計	1,673	36	1,709

